

議案第 90 号

東京都板橋区高校生等の医療費助成条例

上記の議案を東京都板橋区議会会議規則第 12 条第 1 項の規定により提出する。

令和元年 9 月 25 日

提出者	板橋区議会議員
	石 川 すみえ
	山 田 ひでき
	山 内 え り
	吉 田 豊 明
	しいな ひろみ
	井 上 温 子
	荒 川 な お
	いわい 桐 子
	南 雲 由 子
	竹 内 愛
	小 林 おとみ
	五十嵐 やす子
	長 瀬 達 也
	かなざき 文子

東京都板橋区高校生等の医療費助成条例

(目的)

第1条 この条例は、高校生等に係る医療費を助成することにより、高校生等の健全な育成及び保健の向上に寄与し、もって児童福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高校生等 15歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 高校生等を監護し、かつ、これと生計を同じくするものをいう。

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、高校生等の保護者で次の各号に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) その者の保護する高校生等が、東京都板橋区（以下「区」という。）の区域内に住所を有すること。ただし、当該高校生等が通学のために区の区域外の学校の寮や下宿等に住民登録をしている場合で、保護者が区の区域内に住所を有するときはこの限りではない。
 - (2) その者の保護する高校生等が、疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他板橋区規則（以下「規則」という。）で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付を受けることができること。
- 2 前項の規定にかかわらず、高校生等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該高校生等の保護者は対象者としなない。
- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているとき。
 - (2) 規則で定める施設に入所しているとき。

- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されているとき。

（受給資格の認定）

第4条 医療費の助成を受けようとする対象者は、板橋区長（以下「区長」という。）に申請し、前条に規定する受給資格の認定を受けなければならない。

- 2 区長は、前項の認定をしたときは、受給資格を証する医療証を当該対象者に交付する。

（助成の範囲）

第5条 区は、対象者が保護する高校生等の疾病又は負傷について、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。以下同じ。）のうち、当該法令の規定によって当該高校生等に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る標準負担額に相当する額（以下「標準負担額相当額」という。）を除く。）を助成する。

- 2 前項の規定による助成は、同項に規定する法令以外の法令等の規定によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

（助成の方法）

第6条 医療費の助成は、対象者が病院、診療所、薬局等（以下「医療機関等」という。）において、医療証を提示して高校生等に係る医療に関する給付を受けた場合に、助成する額を当該医療機関等に支払うことによって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、区長が特別の理由があると認めるときは、

助成する額を対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(標準負担額相当額の支払方法)

第7条 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、入院時食事療養を受けた場合に限り、第5条第1項に規定する標準負担額相当額を医療機関等に支払うものとする。

(届出義務)

第8条 対象者は、第4条の規定により申請した事項に変更が生じたとき又は医療に関する給付を受ける事由が第三者の行為によるものであるときは、その旨を速やかに区長に届け出なければならない。

(医療証の返還)

第9条 対象者は、第3条に規定する受給資格を有しなくなったときは、医療証を区長に返還しなければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償請求権の譲渡)

第10条の2 対象者は、第三者の行為によって生じた事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が第三者に対して有する当該事由に係る損害賠償請求権を区に譲渡するものとする。

2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

(助成費の返還等)

第11条 区長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から医療費を助成した額の全部又は一部（第2号から第4号までの各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた事由により助成した額を限度とする。）を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為（高校生等による当該行為を含む。）によって、医療費の助成を受けたとき。
- (2) 第8条の規定に違反して、第三者の行為によることの届出を行わなかったとき。
- (3) 前条第1項の規定に違反して、損害賠償請求権を譲渡しなかったとき。
- (4) 前条第2項の規定に違反して、損害賠償請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。

2 医療費の助成を受ける事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、区長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

（委任）

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 この条例の規定は、施行の日以後に行われる療養に係る医療費について適用する。

（提案理由）

児童福祉の増進を図るため、高校生等に係る医療費を助成する必要がある。